

## 浜松市支援対象児童等見守り強化事業費補助金募集要領 「浜松市支援対象児童等見守り強化事業費補助金」申請法人の募集

浜松市では、虐待の予防を図るため、支援対象児童等の状況を訪問等により定期的に確認し、食事の提供又は学習支援又は生活指導支援等を通じた子どもの見守り強化事業を実施する事業者に対して、補助金を交付します。

### 1 募集受付期間

令和2年9月9日（水）～9月25日（金）の午後5時15分まで（閉庁日を除く）  
（※郵送提出の場合は、9月25日（金）必着）

### 2 申請資格

申請資格は、次に掲げる要件を全て満たす方とします。

- ・子育て家庭を支援する団体及び子ども食堂、学習支援、生活支援を行う団体などがこの事業に参加・寄与できるような仕組み作りができる者
- ・市内全域を対象とした事業を展開できる者
- ・市内に主たる事務所又は従たる事務所を有する法人
- ・第7条の規定により提案する事業を自ら実施することができる者
- ・市税を滞納していない者
- ・市民税及び県民税の納税について、特別徴収義務者である者（補助金申請者が給与所得者を雇用する事業者の場合）
- ・暴力団員による不当な行為等の防止等に関する法律に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う者でないこと
- ・政治団体、宗教団体又はそれに類する団体でないこと

### 3 事業期間

令和2年10月1日から令和3年3月31日又は交付決定を受けた者が定める日のいずれか早い日まで

### 4 募集する事業

次に掲げる要件を備えた次に掲げる要件を備えた支援対象児童等見守り強化事業

- ・支援対象児童等の居住地を訪問するなどして、状況の把握ができること。
- ・支援対象児童等の状況に応じて、食事の提供、学習支援又は生活指導支援等ができること。
- ・浜松市要保護児童対策地域協議会に参画する関係機関等と連携できること。
- ・他の国庫補助金等の補助を受けて実施している既存事業を活用して実施する事業でないこと。
- ・事業実施に当たり、ICT機器を活用した通信手段を用いて把握を行うなど、感染症拡大防止の観点から工夫を行うよう検討すること。

### 5 交付対象経費

事業期間内に発生する経費を全体で最大8,313千円助成（補助率10/10）

- ・人件費（団体の運営に係る人件費を除く。）
- ・燃料費（訪問等に係る燃料費以外のものは除く。）
- ・需用費（支援対象児童等へ支給する食料品の購入費を含む。）
- ・賃借料（食料品保管場所の借上げや会場の使用に要する経費。）
- ・消耗品費（耐用年数1年未満かつ1件につき税込2万円未満のものに限る。）
- ・業務委託費（事業全てを委託する場合は補助対象外とする。）

※業務委託費の額は、原則、補助対象経費の総額の50%を超えないものとします。

※領収書を添付することができない経費、事業期間前に契約した経費は補助対象外です。

※提案事業の実施に必要な費用に限ります。

## 6 提出書類

### (1) 募集提案時に必要になる書類

- ・事業提案書（第1号様式）
- ・事業・変更事業計画書（第2号様式）
- ・収支・変更収支予算書（第3号様式）
- ・市税納付・納入確認同意書（第4号様式）
- ・暴力団排除に関する誓約書（第8号様式）
- ・個人情報保護に関する誓約書（第9号様式）
- ・市民税・県民税特別徴収義務者指定通知書の写し

### (2) 採択後の交付申請時に必要になる書類

- ・交付金交付申請書（第6号様式）
- ・事業・変更事業計画書（第2号様式）
- ・収支・変更収支予算書（第3号様式）

## 7 スケジュール

令和2年9月	9日（水）	募集開始
	25日（金）	提案〆切
	28日（月）	提案審査
	28日（月）	審査結果通知
	29日（火）以降	申請書受付開始
令和2年10月1日（木）以降		事業開始

## 8 募集書類の提出先・お問い合わせ先

申請書類は下記へ郵送または直接持参にてご提出ください。

〒430-0933

浜松市中区鍛冶町100-1 ザザシティ浜松中央館5階

浜松市こども家庭部子育て支援課

電話：053-457-2793

F a x : 053-457-3011